

## 鳥取県告示第616号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成23年12月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年11月1日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日  
平成23年10月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人みんなの家
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
檜山 智秋
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市鹿野町鹿野2999-6
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、児童及びその保護者を対象に障害児を含む児童の健全育成を行う事業、高齢者を含む障害を持つ人とその家族を対象に生活支援を行う事業、また、障害の有無に関わらず地域住民に交流の場を提供する事業を行い、もって社会の福祉に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
特定非営利活動に係る事業